

公園、それから緩衝緑地、都市緑地、こういうふうに分けられ、基幹公園の中に重複基幹公園、都市基幹公園とに分かれ、さらに重複基幹公園の中に児童公園、近隣公園、地区公園とに分けております。児童公園は児童の遊園を目的としております。

そこで違いますが、具体的なこれといった決めはございません。当市の場合、面積とそれから個人の土地をお借りしてつくっているものもありますが、面積では九百平方メートル以下は市の土地でも児童遊園、それから個人の土地を使用しているものは、大きなものは一千四百平方メートルもあります。これも児童遊園として扱っております。その他、市のものは全部児童公園としております。

委員より、そうすると借りている土地はすべて児童遊園、それから九百平方メートル以下は児童遊園と認めると、それ以外は児童公園だと。そうすると、施設そのものは児童公園であっても児童遊園との差は施設そのものは異なるものはないのか。

課長より、施設の内容ですが、都市公園法は設置の基準があり、中身はこういうものという決まりがあります。それを見ますと全く同じでございます。中

身としては全く変わらないということが言えるわけがあります。管理も全く同じことをやっているわけです。

委員より、内容は全く同じだと、そうすると、管理の問題ですが、公園の管理はどこでやるのかということ、福祉部で児童遊園は管理し、公園は建設部だと、同じものを管理するなら建設部でもいいところなるわけでございます。片方は福祉で、一方は建設だと。その点はどうか。

課長より、議会の委員会各例を見ても、福生市の場合は全部建設委員会となっております。実態としては、設計をして現場を離れて完了するまでは建設部で所管しているが、終わってから財産として総務部に移し、実質的な管理運営は建設部の土木課でやっているのが実態でございます。こうしたものは今まで建設委員会にお願いしていただくが実態だと思っております。

委員より、理事者としてはいまままでおりの方がいいと考えているのか。

助役より説明がありまして、ただいまの質問ですが、総体的に内部の事務をいろいろ分析してみますと競合する事務がかなりあり、縦割りにすっきりするには児童遊園の管理を福祉部でやらせればすっきりして、福祉の所管となれば議会

の関係では当然厚生委員会ということになるわけですが、いま言ったように、同じ管理を福祉でやったり建設でやったり、同じ公園ですからそういう面で市としては一本でやるのが効果的であり目が行く届くので、福祉市ぐらいの組織ではいまの状態でやらざるを得ないと思う。そのほかでもいろいろ各課で競合する仕事ばかりあります。

たとえば建築の仕事は各学校教育委員会のもありますが、そのほかの課で建物をつくる場合がありますが、そういう大きな学校だけは教育委員会で作っていくとか、その他は管理まで建築に関するところは都市計画課の建築係で作っているとかいろいろ関係がありますので、縦割りにすればすっきりするが、現在のところは、施設の目的は児童福祉法の目的でつくった児童遊園ですが、市民を対象に有効に使うということなら管理は一本で公園とし、一掃にやるというのがいい方法ではないかと思っております。

以上で説明は終り、お諮りいたしましたところ、議案第八十七号については原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、本委員会決定のとおり御可決くださいますようお願いい

申し上げて、報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終りました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○二十二番(貫井喜代次君) ただいまの委員長報告に対して、ちよと説明をさらにしていただきたいということは、いま委員長報告の中で、委員の質問に対して、他市での関係はどうかということに対して、委員会終了までにこれを報告するということであったという、いま報告がありましたけれども、それの他市での状況の報告がなかったのか。いまの報告によれば終了までということであったんじゃないでしょうかと思いますが、その点はどうなっているのか一つ。

それから、ほかの面にもこうした関連があるということでも一つの例をとって、学校は建設が終るまではこうであるけれども、建設が終れば教育委員会に移ると言いますけれども、こういうものはたくさんあると思いますが、これは同じ委員会に関連があるものはそれでも当然差支えないと思うんです。部が変わり課が変わっても同じ総務委員会なら総務委員会であれする場合はい、しかし、私がある間も指摘したし、また前回もこれについて一般質問の中でもしやりましたけ

れども、いまだし明確にならないかと。あくまでも児童福祉法に基づく児童遊園といふことからいえば、当然これは厚生委員会の方にかたくちやいけない。児童福祉法が建設にあるわけではないと思ふので、しかし、このことについては、私はあくまでも厚生委員会に持つてこなければいけないものだといふことは申しとおきません。いまだしはっきりした方がよろしいんじゃないかといふことを申し上げておきましたけれども、他市でこれを取り扱っているのは委員会終了までといふことだったけれども、これ一つだけでもよろしいんですけれども、それがあつたのか、なかったのか、あつたとすれば、どういう内容であるか、お聞かせ願いたい。

○建設委員長(高水惣八君) 自席で失礼いたします。

ただいまの御質問でございますけれども、他市の状況につきましては報告がありましたので御報告いたします。

他市の状況でございますが、六市二町の計八市町を調べて見ました。その結果、整備管理署を厚生関係とか、いすのようになつてやうなところやうな部が二市町、うち一町だけは建設で担当しております。整備等を建設でやうといふところが二市、公園緑地とか環境整備部でやうなところがあります。

それから環境部でやうなところが一カ所。未設置のところは二市町といふことでもあります。

議会の関係ですが、厚生委員会が所管となつてゐるのが五市町、いわゆる福祉環境委員会というところもあり、福祉で厚生にあたるものといふことで遊園の名称もなかよし広場とかといふところも二市町ありました。

○二十二番(貫井喜代次君) そうすると、今のためにさらに確認しておきますけれども、こうした関係を六市二町の取り扱ひを調べたところ、いすの説明でいきますと、厚生関係が五市町といふことですね。これは間違いがないかどうか、確認のために、いすの説明によれば、厚生関係でやうなものが六市二町、いわゆる八市町村のところ、五つの市町村が厚生関係で取り扱っているといふことで理解してよろしいかどうか念のためお尋ねします。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後二時十三分 休憩

午後二時十四分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設委員長(高水惣八君) そのとおりでございますので、御了承願います。

(「はい、了解」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております 議案第八十七号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、

委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第六議案第八十八号 福生市老人福祉手当条例の二部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

厚生委員長(指田保雄君登壇) 御指名でございますので、議案第八十八号 福生市老人福祉手当条例の二部を改正する条例に対して御報告いたします。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

市老人福祉手当条例の二部を改正する条例に対して御報告いたします。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます、補足して御説明いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑を行ったわけですが、その主なものを申し上げますと、寝たきり老人は現在八十名であるということであるが、一人住みのための手続ができないで困っている人。また、扶養義務者がいる所、いつも親の面倒を見ないといった所。ホームヘルパーの派遣の実態等はどうかになっているか。床について二カ月、三カ月となって再起不能だというような状態でも手当は出せないのか。また、そういう人はどれくらいいるのか等々でありました。

これに対し、理事者側より、一人暮らしの人については、市内に民生委員さんが三十六名いるので手分けをして調査をしていたという。

扶養義務者等の問題については、本人及び家族の方々とよく話し合っております。

施設等を紹介している。

ヘルパーの件については、老人家庭奉仕員が二名で老人一人半日程度で回って、いわゆる家庭の主婦的な洗たくとか買い物、掃除、また話し相手というようなことをしていたに過ぎない。入浴等については紅協を通じて松楓園等にお願している。

また、寝たきり老人の認定は、民生委員さんがおおむね六ヶ月以上と認められた段階で認定をしている。人数についてはわかりかねる等の答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決くださいますようお願いいたします。審査報告いたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百八十八号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百八十八号は、

委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第七議案第百八十九号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君)

御指名がございましたので、議案第百八十九号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について、審査報告を申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は省略していただき、補足して御説明いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明によりますと、本条例の改正も部の特例改正によるものであり、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、身体障害者の一級、二級、精神薄弱者の受入の手帳が一度より三度までの方々に対する手当を、月額八千円に改正するものであり、対象人員は、脳性麻痺、筋萎縮症の方が十三人、身障の一級が五十七人、二級が九十三人、受入の手帳の二度が五人、三度が六人の計百七十四名であり、十月一日から施行しようとするものである等々でございしました。

その後、直ちに質疑に移りましたが、御異議がないようですので、お諮りいたしますところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決くださいますようお願いいたします。審査報告といたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十九号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よって議案第八十九号は、

委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第八議案第九十号福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から

報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名でございますので、議安本第九十号福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について御報告申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます、補足して審査のあらましを申し上げます。

（議安本審査報告書）別添参照

まず、理事者の説明を受けたいわけですが、大要は弔慰金及び援護資金の貸し付けに對し約五〇％の大幅アップであり、新たに住居の滅失または流失の場合、最高百八十万円の貸し付けができる。また、適用については五十五年十二月十四日の北陸豪雪以降に災害があった場合から適用しようとするものである等でありました。

直ちに質疑に移りましたところ、委員中より、五十五年十二月十四日から適用という点、年度はすでに過ぎ去るが、手続上細い規定があるか。災害を

受けた人は福生市に転入した場合、適用されるのか。また、改正前の条例で適用を受けた人に対して新条例では改正前の条例によって適用を受けただけについては内払いにするということはどうなるか。経過措置としてはどうなるか。理事者側より、都の説明によると、北陸豪雪より適用するということであり、具体的な説明はなかった。

転入者に対しては適用されない。災害の適用となった場所、前住所でなければ受けられない。

経過措置については、差額のみ払えばよく、附則の中にはっきりしたわけもなくてもよいとの指導であったが、御指摘のように、私もおかしいと思うので再度調査をしていきたいとの答弁があった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく当委員会に決定しており御可決くださいますようお願い申し上げます。して、審査報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第九議案第九十一号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、議案第九十一号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御報告申し上げます。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、補足して説明いたします。  
(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者の説明を求めたところ、大要次のような説明がありました。  
第二条の改正は限度額を二十四万円に改めたいということであるが、これは地方税法の改正により、最高限度額が二十六万円まで引き上げられたことに伴い、また、独立採算ということもあり二十六万円に定めている市も九市あり、大幅な改正で申しわけないが、国保事業運営の健全のためにお願いたしたいということでありました。附則については二十二万円であったものを二十三万円と読みかえて措置するものであり、施行期日については、公布の日からとするものであるとありました。

これに対し、委員中より多くの質疑がなされましたが、その主なものは十九万円より二十四万円にした場合の対応者及び増収額について。新聞、テレビで

医療費の値上げが報道されているが、二十四万円に上げることによって国保財政はやっていけるのか。改定も結構であるが、支払についてはチェックをしているのか。地方税法が改正になったから十九万円から二十四万円にするというのは市民は納得しない。他の健保はどうなっているのか。また、今後地方税法の改正があればアップをしていくのか。繰入金についてはどのように考えているか等々でありました。

これに対し理事者より、国保加入者の約四〇——二百六十六世帯で徴収率九四％として一千二百五十万円の増収になる。また、医療費の改正により各市町村ではあるが、福生市で見ると四月、五月が七千七百円、六月は七千九百円となり大体二五％伸びたが、今後の見込みとして月八千五百円ぐらいの支出を見込んでいる。一千二百五十万円が増収になれば十分カバーできるものと考えている。

支払いのチェックであるが、レセプトを二名のパートで点検しており、単純な点数のミス等はあるが、作意的な不正は行われていない。

都の健保であるが、政管健保については事業主と個人の負担に分かれておるので、単純に比較できないが、最高は月額三万一千九百二十円であり、月額

一万一千九百二十円高くなっている。アップについては負担の公平という点からも今後もある程度マライドさせていた方がたい。

繰入金については適正な額を見きわめて処理していきたいとの答弁があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議の上、当委員会報告であり、御可決賜りますようお願いいたします。審査報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第九十一号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十議案第九十二号、昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長石川慶一郎君。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、議案第九十二号につきまして、最初に教育費を除く委員会所管分につきその審査概要を御報告させていただきます。それから後は、ほぼ教育費について御報告させていただきます。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は省略させていただきます。  
(議案審査報告書) 別添参照

まず冒頭、担当課長より内容説明を受けました後、質疑を行いました。主な質疑は次のとおりでございます。

まず個人市民税の伸びた理由。あるいはまた今後どのように補正が見込まれるのか。また、地方交付税のうち特に特別交付税につき、理事者側の対応の仕方とか、あるいはどういう考えを持っているのか。また、シルバー人材センターの財源等について。それから一般寄付金という語彙についての見解。または開発指導要綱の内容について。また、テレビ共同受信施設設備工事費負担金について。あるいは心身障害者通所訓練事業運営補助金のうちの歳入の実態について等の質問がなされたわけでございます。

これについての答弁といたしましては、一件でございますが、市民税は確かに伸びた。そのうちで譲渡税が主であり、これに関していえば当初の予定に対して、六二%増となっている。しかも、昨年の実績からいえば二〇・八%増で大口等もあり、予想外の伸びであったというふうなことであります。

また、補正の問題であります。ただいま申し上げました市民税が挙げられますが、と同時に地方交付税中、特別交付税が今後いくらい補正ができるかは